

自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）の避難費用について、自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成27年3月分まで自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例。

1266

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 平成23年分

ガイガーカウンター購入費用 金94,190円
(平成23年5月18日)

(2) 平成24年分から平成27年分まで

ア 生活費増加費用（賃料） 金1,375,500円
(平成24年1月1日から平成27年3月31日まで)

イ 通勤交通費 金877,866円
(平成24年1月1日から平成27年3月31日まで)

ウ 避難雑費 金1,560,000円
(平成24年1月1日から平成27年3月31日まで)

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用 金117,227円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,024,783円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年4月21日

（仲介委員 廣瀬健一郎）